

2日獣発第102号

令和2年8月26日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、
感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する
基本的なガイドラインの一部改正について**

このことについて、令和2年8月11日付け2年度発中畜第2002号をもって、公益社団法人中央畜産会から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において示された「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」に記載されている事項について見直しを行い、標記ガイドラインを別添のとおり改正した旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：蓑島

TEL 03-3475-1601



2年度発中畜第2002号
令和2年8月11日

会 員 各 位

公益社団法人中央畜産会
会 長 森 山 裕

畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応
及び事業継続に関する基本的なガイドラインの一部改正について

本会業務につきましては、日頃よりご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では令和2年5月14日に「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年5月27日一部改正）を定めましたが、7月16日の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）において示された「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」に記載されている事項について見直しを行い、本ガイドラインを別添のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、会員の皆様におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの遵守を行うにあたり、以下の支援策が活用可能ですので併せてご連絡いたします。

- 持続化補助金：<https://seisansei.smrj.go.jp/>
- 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内：<https://corona.go.jp/action/>



畜産事業者における新型コロナウイルス感染症防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

一部改正新旧対照表

(改正箇所 抜粋)

公益社団法人中央畜産会

新	旧 (令和2年5月27日一部改定版)
<p>制 定 令和2年5月14日 一部改正 令和2年5月27日 一部改正 令和2年8月11日</p> <p>・ 本ガイドラインは、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）及び畜産関係団体（生産者団体、関連団体等）をいう。以下、畜産事業者と併せて「事業者等」という。）において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。</p> <p>略</p> <p><u>1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>略</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定） ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP） ・「家庭内でご注意くださいこと“8つのポイント”」（厚生労働省HP） ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP） ・「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言） ・「イベント開催等に係る基本的な感染防止策Ⅰ（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回））」 <p>(2) 従業員等の感染予防・健康管理</p> <p>略</p>	<p>制 定 令和2年5月14日 一部改正 令和2年5月27日</p> <p>・ 本ガイドラインは、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）及び畜産関係団体（生産者団体、関連団体等）をいう。以下、畜産事業者と併せて「事業者等」という。）において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。</p> <p>略</p> <p><u>1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底</u> (1) 基本的な考え方</p> <p>略</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定） ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP） ・「家庭内でご注意くださいこと“8つのポイント”」（厚生労働省HP） ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP） ・「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言） <p>(2) 従業員等の感染予防・健康管理</p> <p>略</p>

・ 事業者等においては、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとっていただくこと等にも、行事前後等の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起を行うてください。

・ 事業場において飲食の場を設ける場合には、飲食のための感染防止策を講じたエリア外での飲食を制限してください。

・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入を推奨して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni.tsuite/bunya/cocoa_00138.html

略

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応
3. 施設設備等の消毒の実施
4. 業務の継続

略

参考

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ（厚生労働省HP）
- 3 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年4月27日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドランス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
- 7 「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（消防庁予防課）

・ 事業者等においては、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。

（追加）

（追加）

（追加）

略

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応
3. 施設設備等の消毒の実施
4. 業務の継続

略

参考

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ（厚生労働省HP）
- 3 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年4月27日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドランス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
- 7 （追加）

(別添)

畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び 事業継続に関する基本的なガイドライン

制 定 令和2年5月14日
一部改正 令和2年5月27日
一部改正 令和2年8月11日

- ・ 本ガイドラインは、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）及び畜産関係団体（生産者団体、関連団体等をいう。以下、畜産事業者と併せて「事業者等」という。）において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、事業者等においては、事業の特性を踏まえ、後述の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じることが重要です。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。令和2年4月1日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

(1) 基本的な考え方

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと “8つのポイント”」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

- ・『新しい生活様式』の実践例」(新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言)
- ・「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」(新型コロナウイルス感染症対策分科会(第2回))

(2) 従業員等の感染予防・健康管理

- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。特に、酪農ヘルパー等複数の畜産農家に入出入りする事業者は、体温の測定と記録を毎日行ってください。

① 体温の測定と記録

② 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡と自宅待機の徹底

ア 発熱などの症状がある場合

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合²

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

- ・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合

- ・ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

〔 ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 〕

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があります
ので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続
けなければならない方も同様です。

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談く
ださい。

- ・ 事業者は、マスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に(最低1
メートル)適切な距離を確保するよう努めるなど、感染予防策を行ってください。

また、事業者は、例えば卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合す
る場所では、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように
呼びかけるなど、事業者の業態によって感染予防策を行ってください。・ 事業者等は、
従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を
受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。

- ・ 事業者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。

① 始業前後、トイレ使用后、畜舎等の畜産関連施設等への入退場時における手洗い、 手指の消毒

② マスクの着用、咳エチケットの徹底

- ③ 通常の清掃に加えて、消毒用アルコールや薄めた家庭用塩素系漂白剤を用いて、特に、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃
- ・ 事業者等は、畜舎等の畜産関連施設、事務所等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
 - ・ 事業者等においては、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとっていただくとともに、行事前後等の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起を行ってください。
 - ・ 事業場において飲食の場を設ける場合には、飲食のための感染防止策を講じたエリア外での飲食を制限してください。
 - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の導入を推奨して下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
 - ・ 事業者等は、上記の感染防止対策のほか、複数の従業員等の接触機会の低減等を図るための感染拡大予防策を講じてください。例えば、農場等においては、以下のような取組が考えられます。

（主に農場等における取組の例）

（1）各種作業

- ・ 可能な限り作業ごとに人員を固定（グループ化）し、他の作業従事者との接触する機会を作らないこと
- ・ 搾乳など複数の従事者が同時に作業する際は、必要な人員に絞り、一定の距離を確保しながら行うこと
- ・ 作業に必要な器具については、可能な限り共用を避けること

（2）その他

- ・ 従事者が集まる場所では、マスクを着用し、十分な換気を行うとともに、近距離での接触を避けるようにすること
 - ・ 担当者との連絡は、メールやホワイトボードなどを活用すること
 - ・ 休憩（食事を含む）は、時間や場所をずらして取得し、こまめに消毒を実施すること
- ・ 特に畜産関係団体については、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンラインでの会議開催など、働き方の新しいスタイルの導入に努めてください。

- また、事業者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式」の実践例を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めてください。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

- 事業者等は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業者等の内部で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています³。

このため、事業者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

(3) 濃厚接触者への対応

- 事業者等は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業者等は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検してください。また、事業者等は、その結果の報告を速やかに受けてください。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）の消毒を実施してください。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{3・5・6}。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 畜産農家における業務の継続

- ・ 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、業務を継続するための体制を予め検討・構築してください。
- ・ 畜産農家の体制の構築に必要な場合、畜産関係団体と連携し、畜産農家、生産者団体、酪農ヘルパー組合等の関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する体制を検討・構築してください。また、必要に応じ、地方自治体に指導を要請してください。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 畜産農家、生産者団体及び関連事業者との連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の連絡体制の構築（生産者、生産者団体、関連事業者、保健所、行政等）
 - ・ 発生時における生産者からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③生産現場の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
 - ・ 消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④業務継続のための支援
 - 代替要員の確保
 - ・ 代替要員リスト（農協職員、酪農ヘルパー、自治体職員、近隣農家等）の作成
 - ・ 代替要員確保のための管内の他の生産者による酪農ヘルパー利用の調整等
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示
 - ・ 代替要員と感染者との接触防止措置（農場内への感染者の立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
 - 代替要員が確保できない場合の措置
 - ・ 一時的な家畜の移動先の選定、移動手手段の検討
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- ・ 上記検討事項の④業務継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意してください。
 - ア 可能な限り感染者との部屋を分離することとし、部屋数が少ない場合には、仕切りを設けるなどしてください。
 - イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定してください。
 - ウ マスクを着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いするようにお願いします。
 - エ こまめな石けんでの手洗い又はアルコール消毒の実施をお願いします。
 - オ 定期的な換気をお願いします。
 - カ 手で触れるドアの取っ手などの共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きしてください。また、トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
 - キ 汚れたリネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクを付け、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。
 - ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨ててください。

(2) 関連事業者及び畜産関係団体における業務の継続

- ・ 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者及び畜産関係団体は、濃厚接触者の出勤停止措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業者等は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(集送乳、酪農ヘルパー等の事業)

【検討事項】

- ①事業者（生産者団体等を含む）における体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 事業者内部での連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の関係会社等（酪農ヘルパー組合、上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・ 発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③事業所や出入りした農場の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 関連農場の特定（出入りした農場と場所、人との接触状況等の聞き取り）
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
- ④事業継続のための代替要員の確保
 - ・ 代替要員リストの作成
 - ・ 代替要員による作業手順の作成
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示

(乳業者等による事業)

【検討事項】

①乳業者等における体制の整備

- ・責任者、担当者の選定
- ・事業者内部での連絡体制の構築
- ・(必要な場合)社内対策本部の設置

②感染者等の把握と情報共有

- ・発生した際の関係会社等(団体、保健所、行政等を含む)との連絡体制の構築
- ・関係会社・団体等からの速やかな連絡の要請
- ・保健所との連絡(濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等)

③事業所の消毒の実施

- ・消毒用資材の確保又は手配先の把握
- ・消毒場所の特定(感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握)
- ・消毒実施要員の確保

④事業継続のための手段の確認

- ・代替要員リスト(他工場からの動員等)の作成
- ・代替要員による作業手順の作成
- ・代替要員の感染防止手段の提示
- ・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築
- ・オンラインでの会議開催の検討

(飼料製造業者等による事業)

【検討事項】

①飼料製造業者等における体制の整備

- ・責任者、担当者の選定
- ・事業部内での連絡体制の構築
- ・(必要な場合)社内対策本部の設置

②感染者等の把握と情報共有

- ・発生した際の関係会社等(本社、上部団体、業界団体、荷役会社、運送会社、取引先、保健所、行政等を含む)との連絡体制の構築
- ・発生時における関係者からの速やかな連絡の要請
- ・保健所との連絡(濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等)

③工場等の消毒

- ・消毒用資材の確保又は手配先の把握
- ・感染者の担当ライン等の消毒(アルコール等による拭き取り消毒)
- ・工場、飼料保管施設の消毒等
- ・飼料運送会社等による飼料配送車、出入りした農場等の消毒の要請

④事業継続手段の確認

- ・代替要員の確保
- ・代替要員リスト(他工場からの動員等)の作成
- ・代替要員による作業手順の作成

- ・代替要員の感染防止手段の提示
- ・自社の他工場での代替製造及び他社工場での委託製造
- ・代替運搬手段への切り替え
- ・飼料穀物備蓄対策事業における緊急運搬事業の申請（対農林水産省）等
- ・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築
- ・オンラインでの会議開催の検討

（畜産関係団体の事業（事務所における業務等）

【検討事項】

- ①畜産関係団体における体制の整備
 - ・責任者、担当者の選定
 - ・団体内部での連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・発生した際の関係会社等（上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
 - ・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③事業所等の速やかな消毒
 - ・消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・関連事業所の特定（出入りした事業所と場所、人との接触状況等の聞き取り）
 - ・消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
 - ・消毒実施要員の確保
- ④事業継続手段の確認
 - ・テレワークやローテーション勤務、時差通勤体制の構築
 - ・オンラインでの会議開催の検討

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。畜産関係者一丸となり、畜産物の安定的な供給を継続するために、全力で感染防止策に取り組んでまいりましょう。

なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

参考

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ（厚生労働省HP）
- 3 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020年4月27日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）
- 7 「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（消防庁予防課）